

入学予定者及び保護者各位

神戸総合医療専門学校
学校長 鮫島 一雄

「学生・生徒24時間共済」制度のご案内

本校では、学生が入学し、卒業するまでの間、安心して学生生活を過ごすためにキャリア教育共済協同組合「学生・生徒24時間共済」に全員加入しています。

「学生・生徒24時間共済」制度は、正課中に限らず24時間365日ケガや事故、インフルエンザ等の感染症に対応しています。また、自転車事故や臨床・臨地実習における個人賠償補償も補償内容に含まれております。

共済掛金は、学校で一部補助し、新入生の皆様には3年間で9,000円を1学年前期分の学費と一緒に納入いただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

学生・生徒24時間共済の内容

治療諸費用

- ◆ケガや事故による治療諸費用のうち、健康保険等での自己負担額をカバー
- ◆365日安心して治療に専念
- ◆交通費(原則公共交通機関)・差額ベッド代も補償
- ◆特段の事情による費用(医療機関に移送する際の搬送費用等)も補償

国 海 天

熱中症
補償

死亡・後遺障害

- ◆ケガや事故により死亡・後遺障害を負った場合の補償

葬祭費用

- ◆ケガや事故により死亡だけでなく全疾病による死亡も補償(自殺も含む)

国 海 天

個人賠償補償

- ◆日常生活の様々な賠償事故を補償
自転車事故等による賠償事故にも対応
- ◆インターンシップ・アルバイト中の賠償事故も対象

国 海

医療プラン

感染症を補償

- ◆臨床実習等による針刺事故や、空気・飛沫感染により、学生が感染した場合の治療費用や検査費用・予防費用を実費で補償。

国

24時間
補償

国 国内補償 海 海外補償 天 天災補償

海外旅行、海外留学の際のご注意

この補償制度は日本国内外を問わず補償しますが、海外での医療事情によりましては、より高額な補償額が必要な場合があります。また手荷物の盗難等に対処するための携行品損害補償や疾病治療に対処するための疾病治療費補償は組み込まれておりません。海外旅行や海外留学の際は、別途海外旅行用の保険にご加入いただくことをお勧めいたします。

『学生・生徒24時間共済』の概要は別紙をご覧ください

補 償 額

補償 対象者	補償の対象事由	補償の種類	補償額
学生	ケ ガ	死亡・後遺障害共済金	200万円
	ケ ガ 感染症検査・予防費用	治療諸費用共済金	50万円限度の実費
	ケガ・疾病による死亡	葬祭費用共済金	50万円
	他人への損害賠償	賠償責任共済金	1億円

補 償 の 概 要

※下記は概要ですので、支払の詳細は「学生・生徒24時間共済」の約款に基づきます。

補償の種類	補償の内容
死亡・後遺障害共済金	学生・生徒が傷害(熱中症を含みます)を被りその結果事故の日からその日を含め180日以内に死亡した場合死亡共済金を支払います。 また後遺障害補償は程度により死亡共済金額の4～100%をお支払いします。 (死亡共済金を支払う際に既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額からその金額を控除した残額をお支払いします。)
治療諸費用共済金	学生・生徒が急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で治療をした場合、治療が始まった日から365日以内に支払った自己負担額 ※1をお支払いします。 ※1.公的医療保険制度に規定する一部負担金及び医師が治療上必要と認めて使用した差額ベッド代、ケガをした学生の治療施設または機関を利用する為に要した合理的な交通費、そのご家族が負担した合理的な交通費等。 差額ベッド代は1日につき1万円、かつ、1回の入院につき5万円を限度とします。 交通費は、治療施設または機関を利用するために要したもので、組合が必要かつ合理的と認めたものに限りします。 ★治療諸費用共済金請求の際は、治療費用の領収証の原本が必要となりますので、大切に保管下さい。
治療諸費用共済金 (感染症予防・ 治療諸費用特約)	学生・生徒が感染症を直接の原因として、事故の発生日を含めて1年以内に医師等の指導に基づいて行った感染予防措置のために負担した費用およびその感染症の治療費に対して、感染症予防・治療諸費用共済金を支払います。
葬祭費用共済金 (学生・生徒)	学生・生徒の傷害及び疾病※2による(自殺も含みます)死亡を学校管理下・管理下外を問わず葬祭費用共済金をお支払いします。 ※2.共済加入前の12か月以内(1年間)に医師の治療を受け、または医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係が認められる場合は対象となりません。
賠償責任共済金	学校が学生・生徒の学校管理下の活動(正課・学校行事・課外活動など)やその他日常生活において、他人を死傷させたり他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償を負われたときに、1事故について共済金額を限度として賠償責任共済金をお支払いします。また、インターンシップ・アルバイト中の賠償事故も併せて補償の対象とします。 全国の自治体で導入が進んでいる“自転車保険の義務化”にも対応しております。

○事故時は、本校事務局までご連絡下さい。(Tel:078-795-8000)

共済事故のQ&A

◆治療諸費用共済金

事故内容	対象の有無	
友人宅へ行く途中、自転車で走行中に転倒しケガをした	○	
学校でトレーニング中、誤ってトレーニング機器にひっかかり骨折。	○	
スポーツ大会の試合中、転倒し肉離れを起こした。	○	
自宅で料理中に熱湯をかぶり、火傷をした。	○	
インターンシップ中にケガをして通院。	○	
地震で棚が倒れ、下敷きになり骨折。	○	
熱中症/日射病にかかり入院した。	○	
スズメバチに刺され、病院で治療を受けた。	○	
友人とケンカをし、傷害事件をおこした。	×	闘争行為は対象外
飲酒して原付で帰宅中、電柱にぶつかって負傷。	×	道路交通法第65条に対する違法行為

◆治療諸費用共済金(感染症予防・治療諸費用特約)

事故内容	対象の有無	
実習先で器具を洗っていた際に、誤って深針を指に刺し受傷。	○	
臨床実習で注射針を外す際、誤って自身に刺してしまった。感染の可能性があるため、約半年間検査を行うこととなった。	○	
実習中、担当した患者がインフルエンザに罹患した。 <u>医師の指示を受け</u> 、感染予防のために検査・治療を受けた。	○	医師の指示がなく、自己判断のものは対象外
実習に行くために必要だったので、予防接種を受けた。	×	実習に参加する前の、検査・予防費用は対象外。 実習に参加後、感染の恐れが生じ、かつ医師の指示を受けたものが補償対象。

◆個人賠償責任共済金

事故内容	対象の有無	
学生が誤って学校のガラスを割ってしまった。	○	
通学途中、 <u>自転車</u> で通行人をはねてしまった。	○	
授業の実験中、他の学生・生徒をケガさせてしまった。	○	
インターンシップ先の機械を誤って壊してしまった。	○	
実習中に入浴させようと持ち上げた老人を、誤ってケガさせてしまった。	○	
バイクやマイカーでの通学途上、他人をひいてしまった。	×	車両の使用による事故は、自賠責および自動車保険で対応
サッカーの試合中、相手選手をケガさせてしまった。	×	同じ競技を行っているプレーヤー同士では一般的に賠償責任は発生しない。
アルバイト先で、他の従業員にケガをさせてしまった。	×	従業員同士の事故は労災で対応